

格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案 新旧対照表

○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(軽自動車税の標準税率)</p> <p>第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 三輪のもの 年額 三千百円</p> <p>ハ 四輪以上のもの 乗用のもの 年額 五千五百円</p> <p>営業用 年額 七千二百円</p> <p>貨物用のもの 年額 三千円</p> <p>営業用 年額 四千元</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(軽自動車税の標準税率)</p> <p>第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 三輪のもの 年額 三千九百円</p> <p>ハ 四輪以上のもの 乗用のもの 年額 六千九百円</p> <p>営業用 年額 一万八百円</p> <p>貨物用のもの 年額 三千八百円</p> <p>営業用 年額 五千元</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第七条関係）

（傍線部分は平成二十六年法律第四号による改正部分、網掛部分は改正部分）

改正後	平成二十六年法律第四号による改正後	現行
<p>（軽自動車税の標準税率）</p> <p>第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。）</p> <p>年額 千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの</p> <p>年額 千二百円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの</p> <p>年額 千六百円</p> <p>ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇</p>	<p>（軽自動車税の標準税率）</p> <p>第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。）</p> <p>年額 二千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの</p> <p>年額 二千円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの</p> <p>年額 二千四百円</p> <p>ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇</p>	<p>（軽自動車税の標準税率）</p> <p>第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。）</p> <p>年額 千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの</p> <p>年額 千二百円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの</p> <p>年額 千六百円</p> <p>ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇</p>

二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの

年額 二千五百円

二 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 二輪のもの（側車付のものを含む。）

年額 二千四百円

ロ・ハ （略）

三 二輪の小型自動車 年額 四千元

2・3 （略）

附則

（軽自動車税の税率の特例）

第三十条 （削る）

二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの

年額 三千七百円

二 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 二輪のもの（側車付のものを含む。）

年額 三千六百円

ロ・ハ （略）

三 二輪の小型自動車 年額 六千元

2・3 （略）

附則

（軽自動車税の税率の特例）

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車）で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）及びガソリン

二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの

年額 二千五百円

二 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 二輪のもの（側車付のものを含む。）

年額 二千四百円

ロ・ハ （略）

三 二輪の小型自動車 年額 四千元

2・3 （略）

附則

（軽自動車税の税率の特例）

第三十条 （新設）

リンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車）で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第四百四十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十 四条第一項 第二号ロ	三千九百円	四千六百元
第四百四十 四条第一項	六千九百円	八千二百円
第四百四十 第二号ハ	一万八百円	一万二千九 百円
	三千八百円	四千五百円

(削る)

次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気軽自動車(電気を動力源とする軽自動車)で内燃機関を有しないものをい

五千円	六千円
-----	-----

2 前項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項(附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「同項(附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」及び前項とする。

3 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気軽自動車

(新設)

次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気軽自動車(電気を動力源とする軽自動車)で内燃機関を有しないものをい

う。

二 天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

第四百四十 四条第一項 第二号ロ	三千百円	八百円
第四百四十 四条第一項	五千五百円	千四百円
第四百四十 四条第一項	七千二百円	千八百円
第二号ハ	三千円	八百円
	四千円	千円

2 次に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるもの

う。

二 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

第四百四十 四条第一項 第二号ロ	三千九百円	千円
第四百四十 四条第一項	六千九百円	千八百円
第四百四十 四条第一項	一万八百円	二千七百円
第二号ハ	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

4 次に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるもの

う。

二 天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

第四百四十 四条第一項 第二号ロ	三千九百円	千円
第四百四十 四条第一項	六千九百円	千八百円
第四百四十 四条第一項	一万八百円	二千七百円
第二号ハ	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

2 次に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるもの

限る。次項において同じ。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・二 (略)

第四百四十四 条第一項 第二号ロ	三千百円		千六百元	
	五千五百円	二千八百円	七千二百円	三千六百元
第四百四十 条第一項 第二号ハ	三千円	千五百円	四千元	二千円

3 次に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

限る。次項において同じ。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・二 (略)

第四百四十 条第一項 第二号ロ	三千九百円		二千円	
	六千九百円	三千五百円	一万八百元	五千四百円
第四百四十 条第一項 第二号ハ	三千八百円	千九百円	五千元	二千五百円

5| 次に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

限る。次項において同じ。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・二 (略)

第四百四十 条第一項 第二号ロ	三千九百円		二千円	
	六千九百円	三千五百円	一万八百元	五千四百円
第四百四十 条第一項 第二号ハ	三千八百円	千九百円	五千元	二千五百円

3| 次に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

欄に掲げる字句とする。

一・二 (略)

第四百四十 四号第一項 第二号ロ	三千五百円	二千四百円
第四百四十 四号第一項 第二号ハ	五千五百円 七千二百円 三千円 四千元	四千二百円 五千四百円 二千三百円 三千円

4 前三項の規定の適用がある場合における第四百四十四号第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「同項（附則第三十条第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び前項」とする。

欄に掲げる字句とする。

一・二 (略)

第四百四十 四号第一項 第二号ロ	三千九百円	三千円
第四百四十 四号第一項 第二号ハ	六千九百円 一万八百円 三千八百円 五千元	五千二百円 八千百円 二千九百円 三千八百円

6 前三項の規定の適用がある場合における第四百四十四号第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条第三項から第五項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「同項（附則第三十条第一項から第五項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び前項」とする。

欄に掲げる字句とする。

一・二 (略)

第四百四十 四号第一項 第二号ロ	三千九百円	三千円
第四百四十 四号第一項 第二号ハ	六千九百円 一万八百円 三千八百円 五千元	五千二百円 八千百円 二千九百円 三千八百円

4 前三項の規定の適用がある場合における第四百四十四号第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「同項（附則第三十条第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び前項」とする。

○地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号)(第七条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則 (施行期日) 第一条 (略) 一〇五 (略)</p> <p>六 第二条(次号及び第八号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条第三項、第六条及び第十一条第三項の規定 平成二十八年四月一日</p> <p>七〇十七 (略)</p> <p>十八 第一条中地方税法第七十三条の四第一項の改正規定(同項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分、同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部分を除く。)、同法第三百四十八条第二項の改正規定(同項第二号の五に係る部分、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分及び同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とする部分を除く。)及び同法第七百一条の三十四第三項の改正規定(同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分を除く。)並びに附則第十二条第二項及び第十四条第三項の規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の</p>	<p>附則 (施行期日) 第一条 (略) 一〇五 (略)</p> <p>六 第一条中地方税法第四百四十四条第一項第一号、第二号イ及び第三号の改正規定並びに第二条(次号及び第八号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条第三項、第六条、第十一条第三項、第十三条第三項、第十四条並びに第十五条第一項(二十八年新法附則第三十条第一項に係る部分に限る。)及び第二項(二十八年新法附則第三十条第二項に係る部分に限る。)の規定 平成二十八年四月一日</p> <p>七〇十七 (略)</p> <p>十八 第一条中地方税法第七十三条の四第一項の改正規定(同項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分、同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部分を除く。)、同法第三百四十八条第二項の改正規定(同項第二号の五に係る部分、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分及び同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とする部分を除く。)及び同法第七百一条の三十四第三項の改正規定(同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分を除く。)並びに附則第十二条第二項及び第十六条第三項の規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の</p>

日	(固定資産税に関する経過措置) 第十二条 (略)	2～6 (略)	7 港湾法及び特定外貿埠頭に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号。附則第十五条第二項において「港湾法等改正法」という。) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	8～11 (略)	(軽自動車税に関する経過措置) 第十三条 (略)	2 (略)	(削る)	3 (略)	(削る)
日	(固定資産税に関する経過措置) 第十二条 (略)	2～6 (略)	7 港湾法及び特定外貿埠頭に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号。附則第十七条第二項において「港湾法等改正法」という。) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による	8～11 (略)	(軽自動車税に関する経過措置) 第十三条 (略)	2 (略)	3 二十八年新法第四百四十四条第一項(第一号、第二号イ及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十七年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	4 (略)	第十四条 二十八年新法附則第三十条の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。 2 平成十五年十月十四日前に初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を

(削る)

受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る二十八年新法附則第三十条の規定の適用については、同条第一項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の十二月」とする。

第十五条 平成二十七年三月三十一日以前に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新法第四百四十四条第一項及び二十八年新法附則第三十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新法第四百四十四 条第一項第二 号ロ	三千九百円	三百百円
	六千九百円	五千五百円
新法第四百四十 四条第一項第二 号ハ	一万八百円	七千二百円
	三千八百円	三千円
	五千円	四千円
二十八年新法附 則第三十条第一 項の表以外の部 分	第四百四十 四条第一項	地方税法等の一部を改正する法 律（平成二十六年法律第 号。以下この項において「平成二 十六年改正法」という。）附則第 十五条第一項の規定により読み 替えて適用される第四百四十四 条第一項

<p>二十八年新法附則第三十條第一項の表第四百四十四條第一項第二号の項</p>	<p>第四百四十四條第一項第二号ロ</p>	<p>平成二十六年改正法附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用される第四百四十四條第一項第二号ロ</p>
<p>二十八年新法附則第三十條第一項の表第四百四十四條第一項第二号ハの項</p>	<p>三千九百円 第四百四十四條第一項第二号ハ</p>	<p>三千百円 平成二十六年改正法附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用される第四百四十四條第一項第二号ハ</p>
<p>六千九百円 一万八百円 三千八百円 五千円</p>	<p>五千円</p>	<p>五千五百円 七千二百円 三千円 四千元</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合における新法第四百四十四條第二項及び第三項並びに二十八年新法附則第三十條第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>新法第四百四十四條第二項</p>	<p>前項</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第○号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用される前項</p>
<p>新法第四百四十四</p>	<p>前二項</p>	<p>平成二十六年改正法附則第十五</p>

○地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）（附則第三項関係）

（傍線部分は平成二十七年法律第二号による改正部分、網掛部分は改正部分）

改正後	平成二十七年法律第二号による改正後	平成二十六年法律第四号による改正後
<p>附則 （軽自動車税の税率の特例） 第三十条（削る）</p>	<p>附則 （軽自動車税の税率の特例） 第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車）で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二十条第十</p>	<p>附則 （軽自動車税の税率の特例） 第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車）で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二十条第十</p>

2
～
4

(略)

2
～
4
(略)

第四百四十 四条第一項 第二号ハ	第四百四十 条第一項	三千九百円	四千六百円
	第二号ロ		
	第六千九百円	八千二百円	
第四百四十 条第一項 第二号ハ	第四百四十 条第一項	一万八百円	一万二千九 百円
	第二号ロ		
	三千八百円	四千五百円	
第四百四十 条第一項 第二号ハ	第四百四十 条第一項	五千円	六千円
	第二号ロ		

六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該軽自動車(初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第四百四十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2
～
4
(略)

第四百四十 条第一項 第二号ハ	第四百四十 条第一項	三千九百円	四千六百円
	第二号ロ		
	第六千九百円	八千二百円	
第四百四十 条第一項 第二号ハ	第四百四十 条第一項	一万八百円	一万二千九 百円
	第二号ロ		
	三千八百円	四千五百円	
第四百四十 条第一項 第二号ハ	第四百四十 条第一項	五千円	六千円
	第二号ロ		

四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該軽自動車(初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第四百四十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

○地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)(附則第三項関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 一五 (略) 十六 第二条中地方税法第五百八十六条第二項第二号ニの改正規定並びに同法附則第十二条の二の二第二項第三号及び第十二条の三第一項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日</p>	<p>附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 一五 (略) 十六 第二条中地方税法第五百八十六条第二項第二号ニの改正規定並びに同法附則第十二条の二の二第二項第三号、第十二条の三第一項及び第三十条第一項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日</p>